

令和元年6月17日現在

機関番号：32610

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K16984

研究課題名(和文) アメリカの州レベル政治変動と公共部門労働者の組織化・脱組織化

研究課題名(英文) Party Politics and Public Sector Unionization in the United States

研究代表者

松井 孝太 (Matsui, Kota)

杏林大学・総合政策学部・講師

研究者番号：70733773

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、米国の州政府・地方政府労働者の労働組合組織化の態様に顕著な地域的差異が見られることを示し、それが各州法によって規律される団体交渉権等の制度によって生み出されていることを明らかにした。さらに、そのような制度の変更をもたらす重要な要因が、州政府(州知事・州議会)の党派的構成の変動や合衆国最高裁判所による法解釈の変更であることを、定量的・定性的手法を用いた分析によって明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果は、州政府という連邦政府とは異なるレベルで生じる制度変化が、米国の政党や利益団体などの政治的組織の態様を説明する上で重要な変数であることを示した点及び従来の研究とは異なる定量的分析手法を用いた点で、米国政治研究に新たな知見を加えるものである。また、日本と政治・経済・文化的に緊密な関係を有する米国の現代政治に対する理解を深めるという点で、広く社会的意義を有するものである。

研究成果の概要(英文)：This research found (1) there has been a great variation in public sector union organizing among U.S. states, (2) collective bargaining rights stipulated by state laws and partisan composition of state governments (state legislatures and governors) are among the most significant variables that explain the variation, and (3) changing judicial decisions and legal interpretation by the Supreme Court of the United States have also played an important role in public sector union organizing.

研究分野：アメリカ政治

キーワード：アメリカ政治 比較政治 政党 利益団体 労働組合 州政治

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

比較政治学では古くから、労働者の組織化の程度と態様が、福祉レジームや政党システムをはじめとして、各国の政治経済の性格を理解する上で極めて重要であると指摘されてきた。しかしながら、20世紀後半のアメリカで生じてきた労働者組織化における構造的変化と、その政治的意義については、政治学において体系的な研究はさほどなされてこなかった。

アメリカでは民間部門では労働組合の組織率が1970年代以降急速に低下した一方で、公共部門では1960年代以降急激に組織化が進み、1980年代から現在まで安定的な組織率を維持してきた。組織労働者数の絶対数で見ても、2009年以降は、公共部門労働組合員が組織労働者の多数派を形成するに至っている。さらに、全国的に組織率が低い民間部門に比べ、公共部門の組織化には州レベルで顕著な差異が存在している。過半数の公共部門労働者が労働組合に所属しているなど、高度に組織化されている州も少なくない。これら公共部門と民間部門に見られる差異や、公共部門でとりわけ顕著な地域間差異の存在は、重要な政治経済的含意を持つにもかかわらず、これまで政治学では大きな関心が向けられてこなかった。

そこで本研究では、民主党の支持基盤をめぐる二大政党間の攻防という観点から、アメリカの公共部門における労働組合組織化を捉え、州政府レベルでの党派の変動が、公共部門労働者の組織化に与えてきた影響を分析することとした。

### 2. 研究の目的

本研究は、アメリカ合衆国の公共部門労働者が、どのような政治的要因によって組織化あるいは脱組織化し、現在の各州公共部門に見られる巨大な地域的差異に帰結したのかを明らかにすることを目的とした。具体的には、1960年代以降に州レベルで生じた政治変動と公共部門労働法改革が、いかに政党・利益集団政治を変容させ、その後の地域的な差異の持続・拡大に結び付いたのかを解明することを試みた。公共部門労働者の組織化が20世紀半ば以降に進んだ一方で、21世紀に入り多数の州で公共部門労働組合の縮減が進められたメカニズムを明らかにすることにより、労働者組織が弱体な国としてのアメリカ政治像を再考するとともに、州レベルでも近年観察される共和党保守派の勢力拡大と二大政党の分極化の理解の深化に寄与することを目指した。

### 3. 研究の方法

本研究では、異なる分析アプローチを重層的に組み合わせることで、議論の一般化可能性と説得性向上を図る研究手法を用いた。すなわち、一次・二次資料を用いた少数州の事例分析(因果メカニズムの解明)を中心としつつ、各種の数量データを用いた定量的分析(因果効果の推定)を可能な限り併用した。

定量的分析では、政治学研究で一般的に用いられてきた手法に加えて、近年開発された分析手法も積極的に活用した。第一に、義務的団体交渉権の付与及びそのタイミングに影響を与えた要因を分析するため、各州で公共部門労働組合に団体交渉権が付与されるまでの時間を分析する生存時間分析手法を用いた。第二に、20世紀後半の期間について州・年のパネル・データを整備し、固定効果法を用いた分析を行った。それによって、短期的には変化しない州に特有な政治文化的要因・制度的要因・地理的要因や、特定の年に全国的に影響を与えた要因など観察不能な変数の要因を除去した党派性効果の推定を試みた。第三に、比較事例を体系的に選択する方法として近年提案されている合成対照法を利用して、特定州における団体交渉権剥奪の効果を測定することを試みた。

定性的分析では、公共部門の労働法制に関して近年改革が行われた複数の州を中心に、文献調査や一次資料等を用いた事例研究を行ったほか、公共部門労働組合の権利をめぐる合衆国最高裁判所が70年代以降に下してきた一連の判例の分析を行った。

### 4. 研究成果

本研究では以下の成果が得られた。

第一に、義務的団体交渉権付与のタイミングを規定した政治的要因が明らかになった。1950年代末から1980年代初頭にかけて、ウィスコンシン州を皮切りに、多数の州で公共部門労働者に対して団体交渉権が付与された。その中でも、州政府や自治体政府に対して労働組合との団体交渉を義務付けるような法的変化は、公共部門労働組合の拡大にとって重要な意味を持っていたと考えられる。そこで、州政府(州知事・州議会)の党派性を説明変数とし、労働者組織化に関連すると考えられる様々な変数を共変数とする生存時間分析を行った結果、民主党が州議会と知事職で勢力を伸ばすほど、義務的団体交渉権の付与が有意に促進されていたことが示された。

第二に、団体交渉権を媒介しない州政府の党派性独自の影響が明らかになった。州政府の党派性が公共部門の組織化に与える影響は、団体交渉権の有無や範囲を規定する州法の大規模な変化を媒介としたものだけでなく、各種の政策や政権運営上の様々な経路を通じて現れる可能性も考えられた。そこで、州レベルでの公共部門組織率データが存在する1983年から2014年までの期間について、固定効果モデル等を用いたパネル・データ分析を行った結果、団体交渉権法に大きな変化が見られなかった時期においても、民主党が州議会や州知事職で勢力を拡大

している場合ほど、公共部門組織率が有意に高くなっていた可能性が示唆された。

第三に、定性的・定量的分析を用いた事例研究によって、公共部門労働者の団体交渉権の剥奪が、公共部門労働組合の組織化に対して大きな抑制効果を持ちうるということが明らかになった。公共部門労働者の団体交渉権が 2011 年に実質的に剥奪されたウィスコンシン等の州と、団体交渉権に大きな変更が見られなかった複数州の合成による対照事例州を比較した結果、団体交渉権の制限が実施された州では、有意に労働組合組織率の低下が見られた(図1)。

第四に、合衆国最高裁判所の憲法解釈とその変更が、州レベルの公共部門労働法のあり方に重大な影響を与えていることが明らかになった。1977 年最高裁判決は、各州の公共部門労働組合に非組合員からの団体交渉費用徴収を認め、公共部門における労働組合の組織化を促進する働きをしたが、最高裁判所の保守化が進むとともに法解釈に揺らぎが生じた。そして、2018 年最高裁判決では、1977 年判決が変更され、公共部門労働組合の権利が厳しく制約された。本研究では関連判例の分析によって、合衆国最高裁の立場の推移を整理するとともに、司法を舞台とする党派的对立の側面も明らかにした。

本研究から得られた以上の成果は、米民主党の重要な組織的支持基盤である公共部門労働組合の現状及び今後の展望を理解する上で重要な知見であり、国内外の比較政治学研究の動向の中でも新規性のある成果であると考えられる。

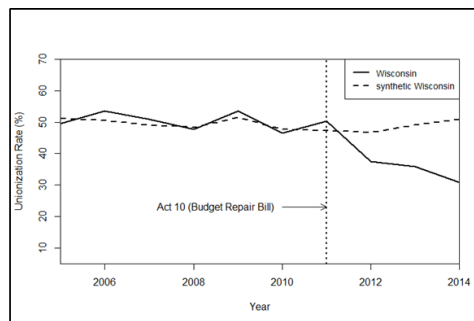


図1 団体交渉権制限が公共部門労働組合の組織化に与えた効果(ウィスコンシン州)

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

Kota Matsui, Did the Size of Municipal Legislatures Affect National Election Outcomes in Japan?: A Preliminary Investigation Using a Natural Experiment, *Kyorin University Journal of Social Sciences*, Vol.34, No.4, 2018, pp.93-115、査読有

松井孝太、アメリカ公共部門労働者の組織化をめぐる政党間対立：団体交渉権付与・剥奪の計量分析を中心に、*杏林社会科学*研究、33巻、4号、2018、pp.43-79、査読有

高橋脩一、松井孝太、樋口範雄、ERISA をめぐる最近の状況、*信託法研究*、41巻、2016、pp.119-129、査読無

〔学会発表〕(計 2 件)

松井孝太、米国における州レベル政治変動と労働者の組織化・脱組織化、東京大学政治史研究会・比較現代政治研究会、2015

松井孝太、米国の政党間競争と公共部門労働者の組織化、日本比較政治学会、2015

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

### (2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。